

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年3月6日

| | |
|----|--|
| 担当 | 東京労働局 労働基準部 健康課 長 長澤 英次 主任労働衛生専門官 寺門 健一 電話 03(3512)1616 |
|----|--|

メンタルヘルス対策自主点検実施結果について ～ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を 活用した事業場の割合が76.3%に～

東京労働局（局長 辻田 博）は、職場におけるメンタルヘルス対策の自主的な取組を促すため、「メンタルヘルス対策自主点検」を実施し、このほどその結果を取りまとめましたので公表します。

自主点検は、東京労働局管内の事業場のうち、常時使用する労働者50人以上の事業場から無作為抽出した3,530事業場を対象とし、1,800事業場から有効な回答を得ました（回答率51.0%）。

【メンタルヘルス対策自主点検結果のポイント】

- メンタルヘルス対策の取組状況(別添資料 p2～)
 - 事業主がメンタルヘルス対策の推進を表明している事業場の割合は73.6%（昨年度 75.2%）
 - 「心の健康づくり計画」を策定している事業場の割合は48.4%（昨年度 47.9%）
 - ストレスチェック結果の集団分析を行っている事業場の割合は90.2%（昨年度 90.7%）
 - 集団分析結果を勘案して心理的負担軽減措置を講じている事業場の割合は76.3%（昨年度 75.4%）
- 事業場内推進体制とメンタルヘルス対策(別添資料 p6～)
 - 事業場内でメンタルヘルス対策推進体制を整備している事業場はこれら体制が確立していない事業場に比べ大きく取組が進んでいる。
 - 「心の健康づくり計画」を策定している事業場は、同計画を策定していない事業所に比べ心理的負担軽減措置を講じている割合が7.3ポイント高い。

【今後の取り組み】

ストレスチェック制度の実施の徹底を図るため、引き続き集団指導、個別指導を実施するとともに、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組をさらに促進するため、引き続き集団指導・情報提供などを行ってまいります。

1. 目的

メンタルヘルス対策自主点検は、第13次東京労働局労働災害防止計画（平成30年度から令和4年度までの5か年計画）の目標として設定している「ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。」について、その状況を把握するため、令和2年度から実施しており、令和4年度調査で3年目となります。

令和2年度の自主点検の結果、72.3%とすでに目標を達成していることから、令和3年度から75.0%を目標として取り組みを進めています。

2. 自主点検対象事業場と回答事業場

(1) 自主点検対象事業場

東京労働局管内の常時使用する労働者50人以上の事業場から、3,530事業場を抽出

(2) 回答事業場

回答事業場1,908事業場(回答率54.1%)のうち、回答時点で常時雇用する労働者が50人以上であった事業場(※)1,800事業場(回答率51.0%)について分析を行いました。

3. 実施期間

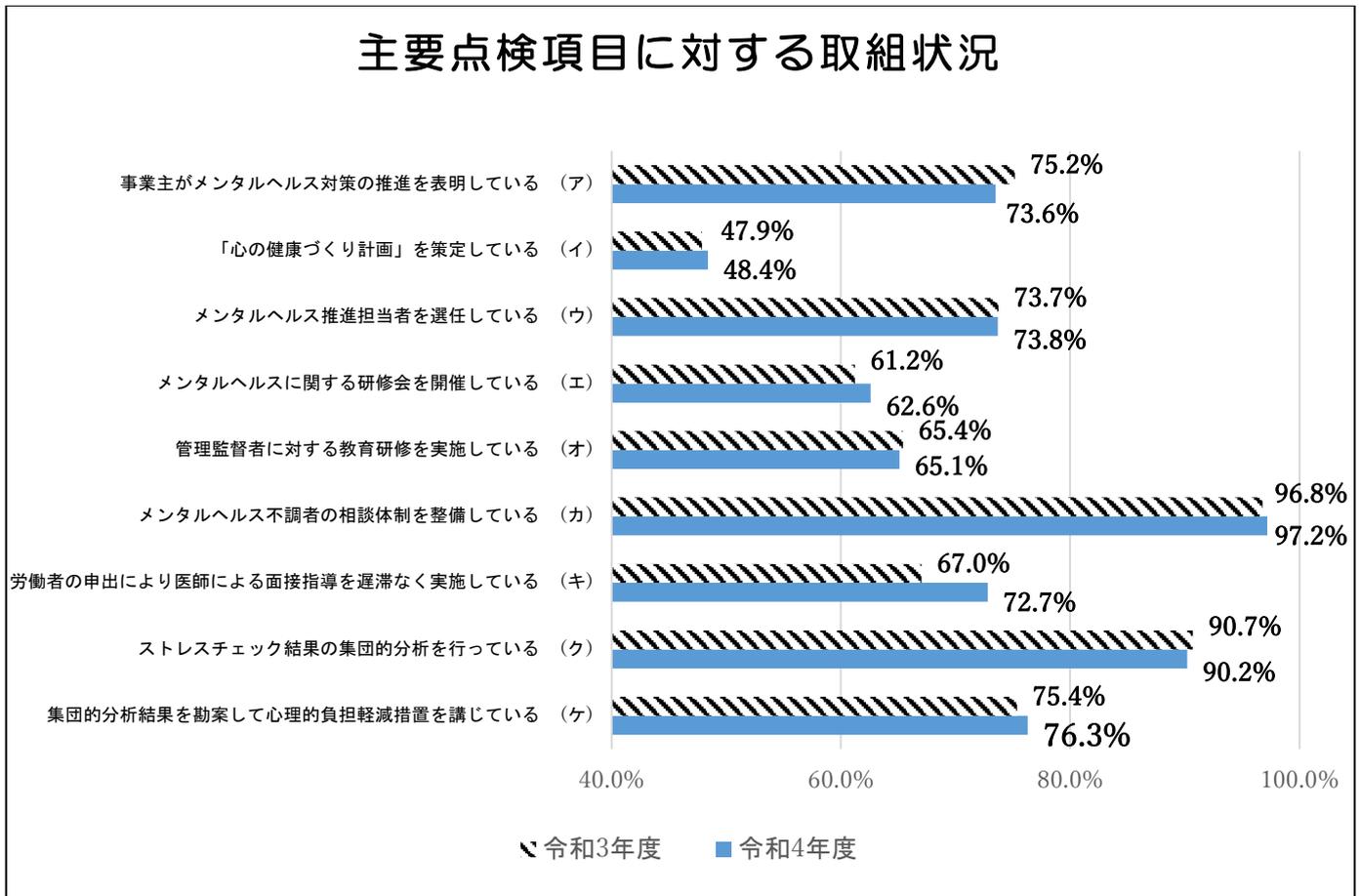
令和4年9月30日から令和4年10月31日まで

(※)労働安全衛生法においてストレスチェックの実施が義務付けられているのは、常時使用する労働者が50人以上の事業場となっています。

メンタルヘルス対策自主点検実施結果について

(労働者 50 人以上の 1,800 事業場からの回答の取りまとめ)

(1) 主要点検項目に対する取組状況

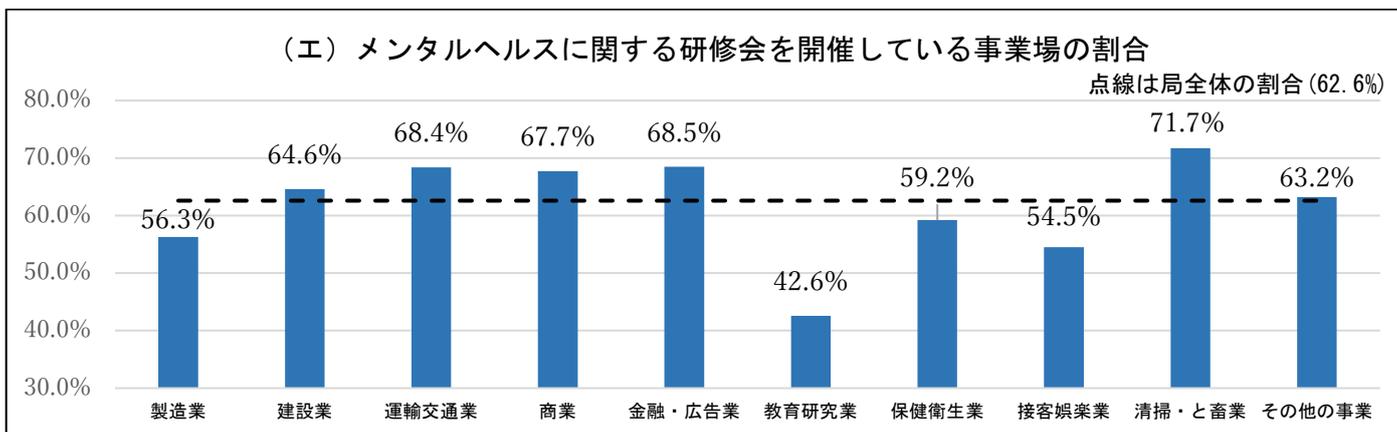
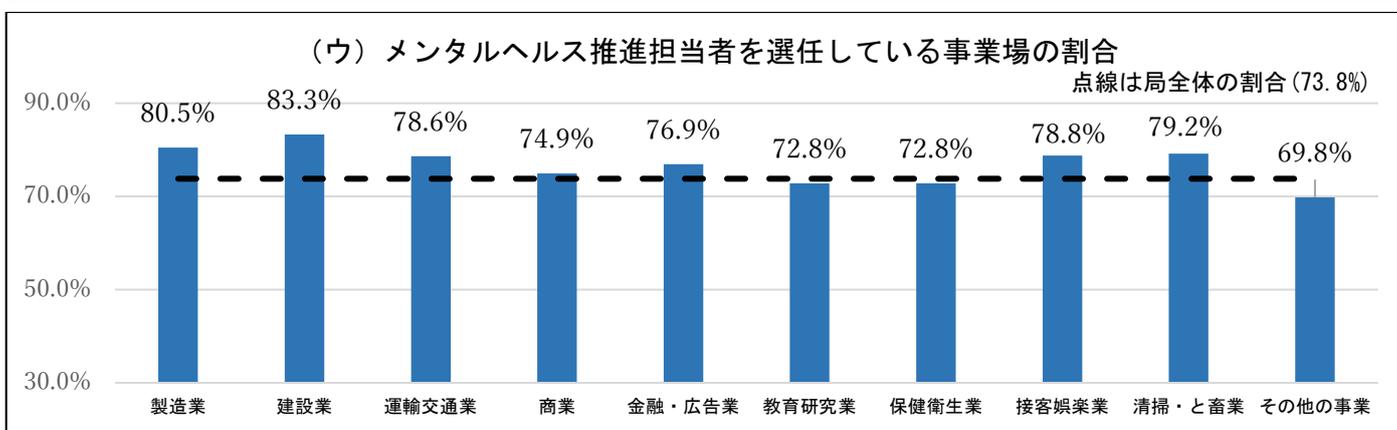
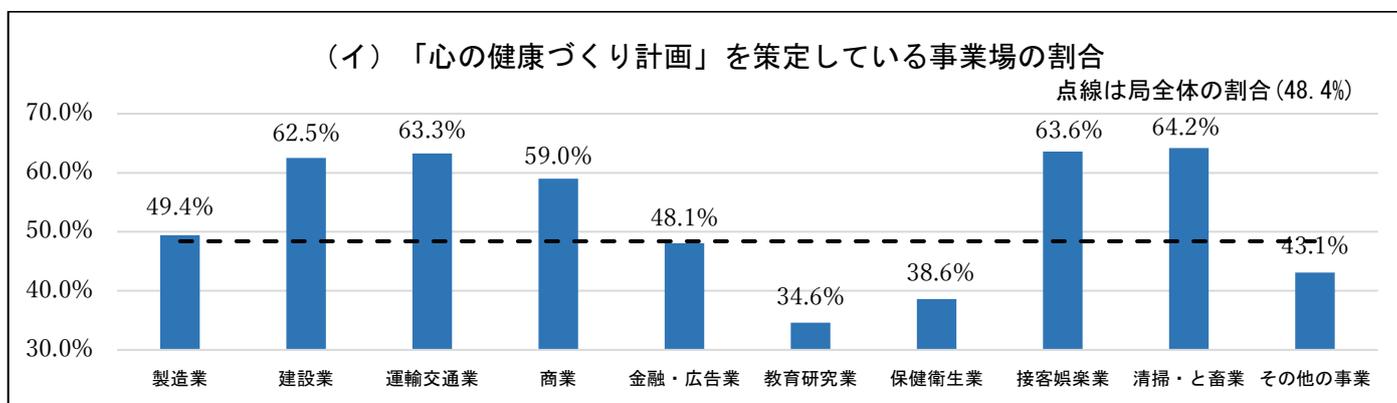
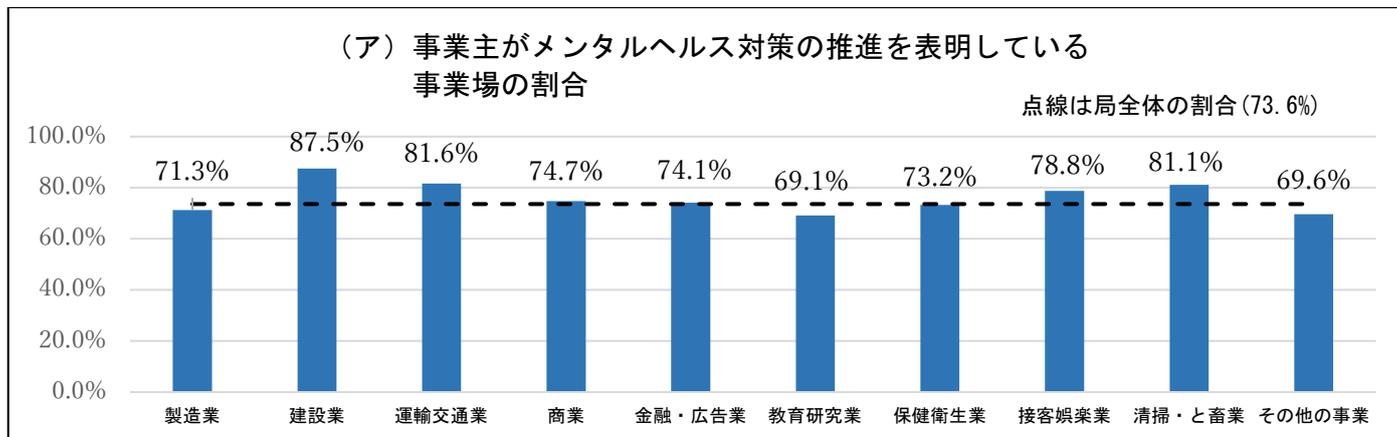


点検項目については、昨年度と比べ回答割合に大きな変化は認められないが、6項目で昨年以上の取組が行われている。また、項目(キ)「労働者の申出により医師による面接指導を遅滞なく実施している」については、回答割合が昨年に比べ、5.7ポイント増加しており、取組が一定進んでいる状況が見受けられた。

第13次東京労働局労働災害防止計画の目標項目である、点検項目(ケ)については、前年を0.9ポイント上回る76.3%となり、目標値である75%を達成した。

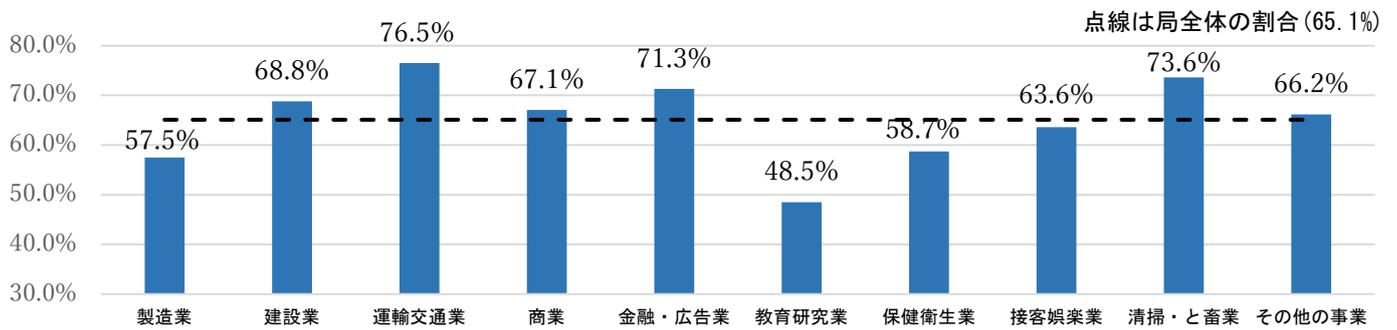
メンタルヘルス対策自主点検実施結果について

(2) 主要点検項目別業種別回答状況

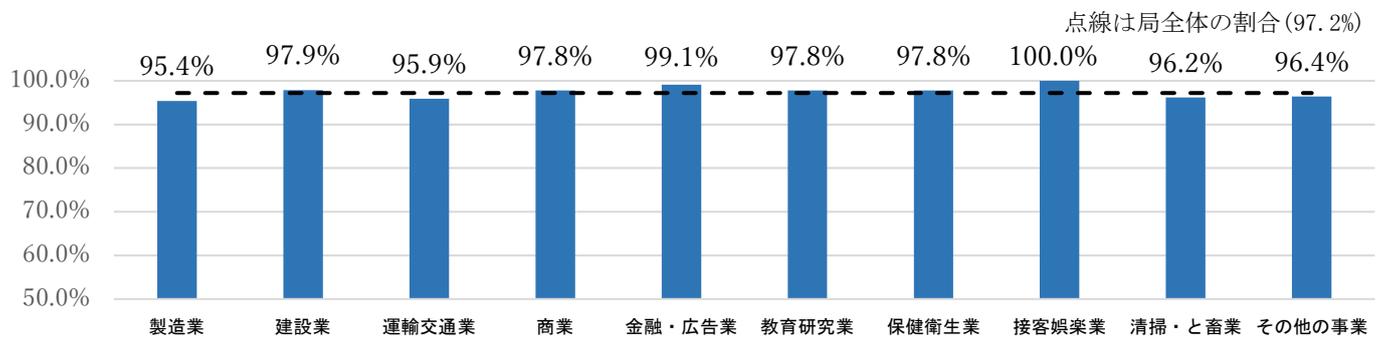


メンタルヘルス対策自主点検実施結果について

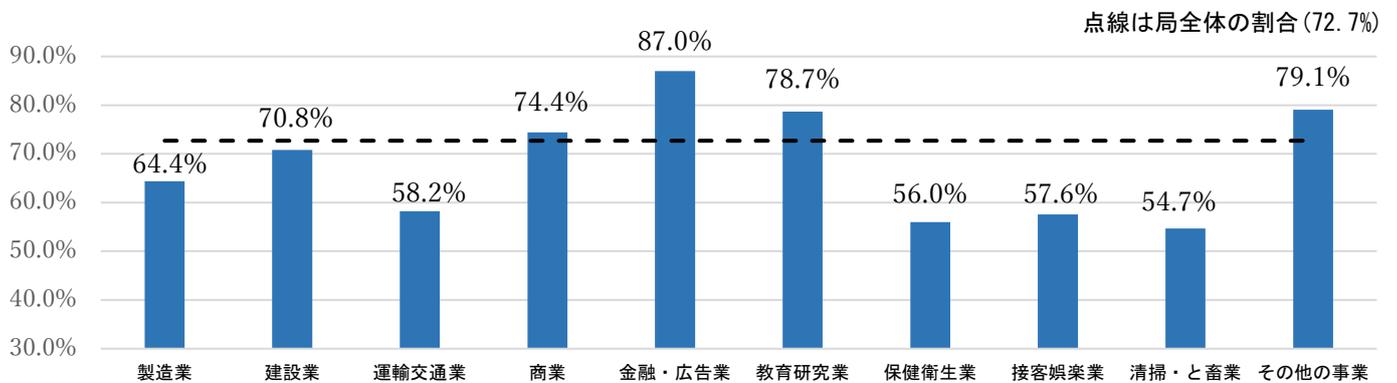
(オ) 管理監督者に対する教育研修を実施している事業場の割合



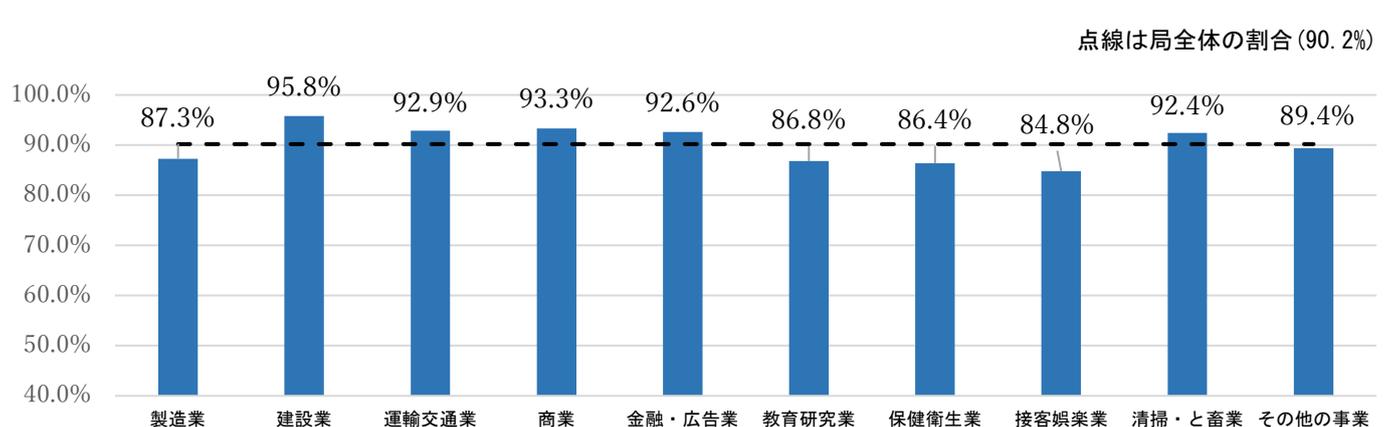
(カ) メンタルヘルス不調者の相談体制を整備している事業場の割合



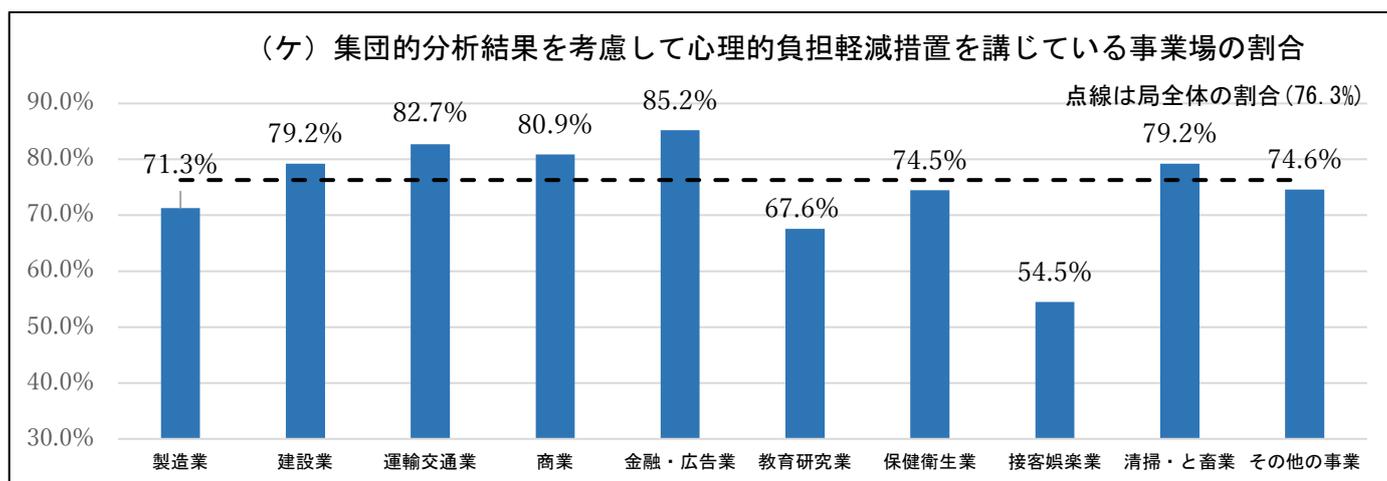
(キ) 医師による面接指導を遅滞なく実施している事業場の割合



(ク) ストレスチェック結果の集団分析を行っている事業場の割合



メンタルヘルス対策自主点検実施結果について

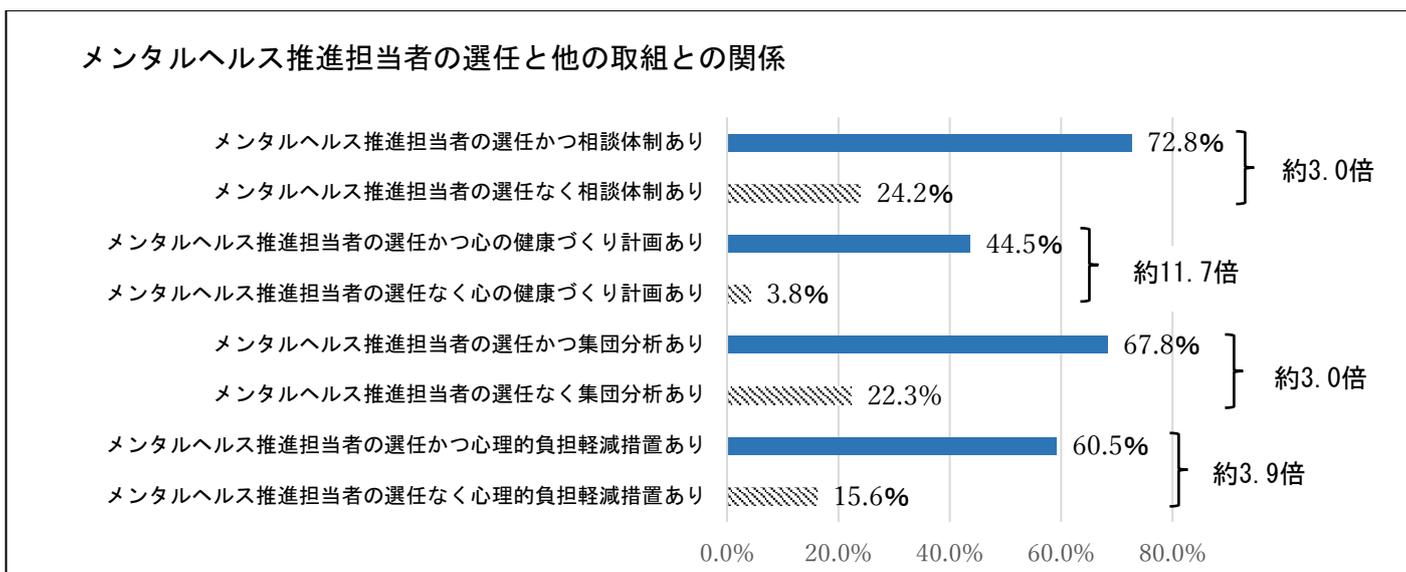
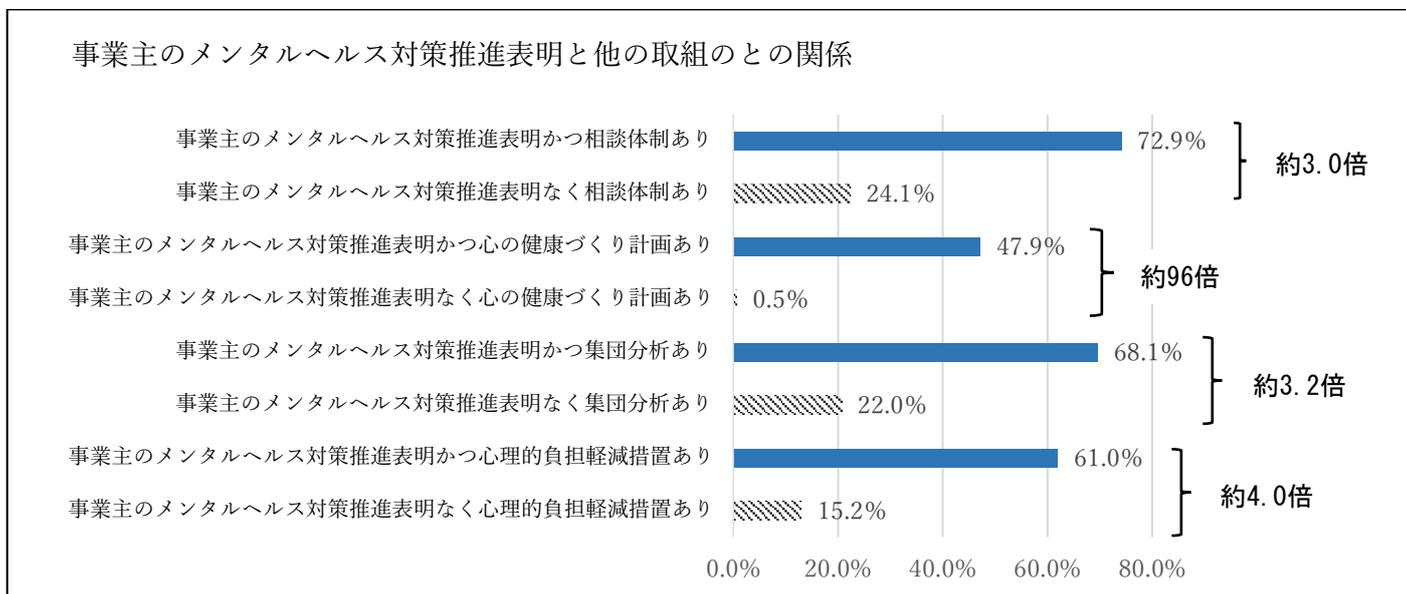


建設業、運輸交通業、商業、金融・広告業、清掃・と畜業の5業種は半数以上の項目で局全体の割合を上回っている(昨年は製造業、建設業、運輸交通業、商業、金融・広告業、その他の業種の6業種)。中でも商業及び金融・広告業は、全ての項目で局全体の割合を上回っている。

製造業、教育研究業、保健衛生業、接客娯楽業、その他の事業の5業種が半数以上の項目で局全体の割合を下回っている。

メンタルヘルス対策自主点検実施結果について

(3)事業場内の推進体制の確立と他の取組との関係

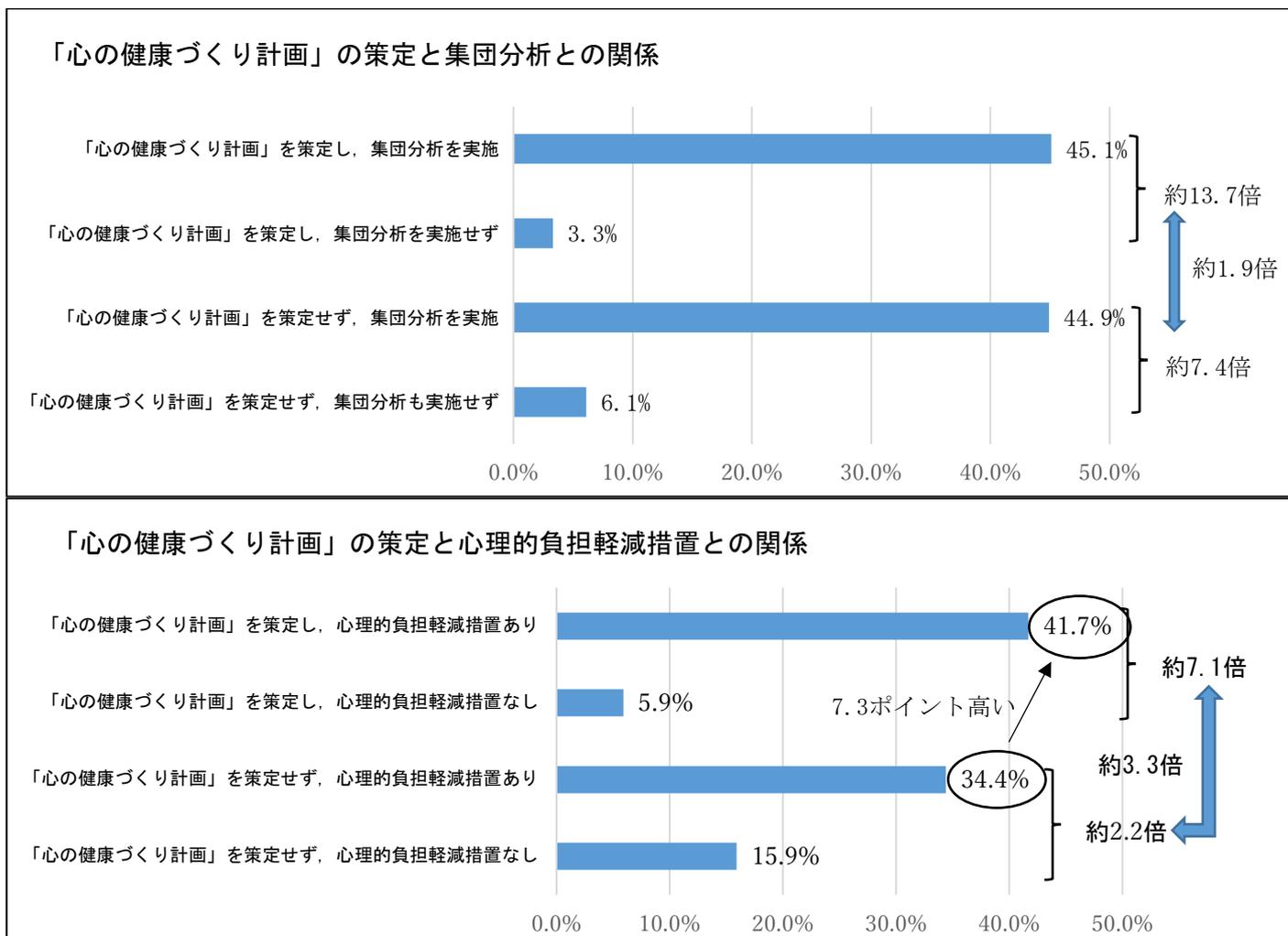


「事業主がメンタルヘルス対策の推進を表明している事業場」や「メンタルヘルス推進担当者を選任している事業場」等事業場内の推進体制が確立されている事業場は、事業主が表明をしていない、または推進担当者を選任していない事業場に比べ、相談体制の確立、心の健康づくり計画の策定、集団分析の実施、心理的負担軽減措置のいずれも大幅に高くなっている。

また、「事業主がメンタルヘルス対策の推進を表明している事業場」と「メンタルヘルス推進担当者を選任している事業場」を比べると、相談体制の確立、心の健康づくり計画の策定、集団分析の実施、心理的負担軽減措置のいずれの項目においても「事業主がメンタルヘルス対策の推進を表明している事業場」の割合が高くなっている。

メンタルヘルス対策自主点検実施結果について

(4) 「心の健康づくり計画」の策定とストレスチェック実施後の取組状況について



「心の健康づくり計画」を策定している事業場は、同計画を策定していない事業場に比べ心理的負担軽減措置を講じている割合が7.3ポイント高い。

「心の健康づくり計画」を策定していないが、その後集団分析を実施している事業場の割合は、「心の健康づくり計画」を策定しておらず集団分析も実施していない事業場の割合の約7.4倍であったが、「心の健康づくり計画」を策定している事業場が集団分析をしている割合は、「心の健康づくり計画」を策定しているが集団分析をしていない事業場の約13.7倍であり、その差は約1.9倍であった。

「心の健康づくり計画」を策定していないが、その後心理的負担軽減措置を講じている事業場の割合は、「心の健康づくり計画」を策定しておらず心理的負担軽減措置も講じていない事業場の約2.2倍であったが、「心の健康づくり計画」を策定し、その後心理的負担を講じている事業場の割合は、「心の健康づくり計画」を策定しているが、心理的負担軽減措置を講じていない事業場の約7.1倍であり、その差は約3.3倍であった。

メンタルヘルス対策自主点検実施結果について

(5)事業場が集団分析結果を勘案して講じた心理的負担軽減措置の割合

